

富山大学及び筑波技術大学の中期目標・中期計画の素案について

1. 国立大学法人法の一部を改正する法律(平成17年法律第49号)について

法律の公布日：平成17年 5月25日

法律の施行日：平成17年10月 1日

<改正内容 - 新大学の設置について - >

- ・ 国立大学法人富山大学、富山医科薬科大学及び高岡短期大学の3大学を統合し、国立大学法人富山大学を設置
- ・ 国立大学法人筑波技術短期大学（3年制）を4年制大学化し、国立大学法人筑波技術大学を設置

<新大学の中期目標・中期計画の期間等について>

- ・ 新国立大学法人の最初の中期目標・中期計画の期間については、新国立大学法人が成立する平成17年10月1日から、平成16年4月に成立した国立大学法人の中期目標期間の終了時点である平成22年3月31日までの4年6ヶ月間とする。（国立大学法人法の一部を改正する法律附則第8条）
- ・ 旧国立大学法人の中期目標期間の業務実績については、これを参考にした上で、新国立大学法人の業務実績評価を行なうこととする。（国立大学法人法の一部を改正する法律附則第9条）

2. 新大学における中期目標・中期計画素案について

平成17年6月29日の国立大学法人評価委員会総会において、新大学の中期目標・中期計画素案の本文について御意見を伺ったところである。今回、部会においては、中期目標・中期計画別表（学部、研究科等）予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画などについて、御意見を伺うこととしているので、よろしく御審議願います。

なお、今後、今回の御審議を含め、平成17年10月の新大学設立後に新大学より中期目標原案・中期計画案が提出され、国立大学法人評価委員会総会にて御審議いただく予定である。

内容については、別添のとおり。

中期目標・中期計画（素案）

<別表（学部・研究科等）予算、収支計画、資金計画等>

国 立 大 学 法 人 富 山 大 学

VI 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

- i 短期借入金の限度額
35億円

ii 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 担保に供する計画

附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。

IX 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合

教育研究、診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の概要	予定額	財源
・五福キャンパス 総合研究棟改修	総額 853	施設整備費補助金(471)

・杉谷キャンパス 基幹・環境整備	国立大学財務・経営センター施設費交付金（328）
・高岡キャンパス 校舎改修	長期借入金（54）

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施体制状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について18年度以降は17年度と同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成課程等において決定される。

2 人事に関する計画

- ① 教員の採用について、公募制、任期制の導入など、教員人事の活性化を図るとともに優秀な人材の確保に努める。
- ② 事務職員の採用について、職種に応じ、公募を含め多様な採用方法をとる。
- ③ 教職員の業績の適切な評価システムを整備する。
- ④ 業務全般について点検評価し、中長期的な観点に立った適正な人員配置を進める。
- ⑤ 事務職員等の専門性や資質の向上に資するため、多様な研修を実施する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み
78,135百万円（退職手当は除く）

3 中期目標期間を越える債務負担

○PFI事業
該当なし

○長期借入金

(単位 百万円)

年度 財源	H17	H18	H19	H20	H21	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金	326	708	710	710	718	3,172	6,174	9,346
償還金								

○リース資産
該当なし

4 災害復旧に関する計画

災害により被災した施設・設備の復旧整備をすみやかに行う。

(別紙)予算(人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成17年度～平成21年度 予算

(単位 百万円)

区 分	金 額
収 入	
運 営 費 交 付 金	62,535
施 設 整 備 費 補 助 金	471
施 設 整 備 資 金 貸 付 金 償 戻 時 補 助 金	1,868
國 立 大 学 財 務・經 營 セン ター 施 設 費 交 付 金	328
自 己 収 入	75,553
授 業 料 及 び 入 学 金 檢 定 料 収 入	25,261
附 属 病 院 収 入	49,608
財 産 処 分 収 入	0
雜 収 入	684
產 学 連 携 等 研 究 収 入 及 び 寄 附 金 収 入 等	5,809
長 期 借 入 金 収 入	54
計	146,618
支 出	
業 務 費	132,806
教 育 研 究 経 費	62,409
診 療 経 費	45,827
一 般 管 理 費	24,570
施 設 整 備 費	852
產 学 連 携 等 研 究 経 費 及 び 寄 附 金 事 業 費 等	5,809
長 期 借 入 金 償 戻 金	7,151
計	146,618

[人件費の見積もり]

中期目標期間中総額 78,135百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積もりについては、18年度以降は17年度の人件費見積り額(国立大学法人法の一部を改正する法律(平成17年法律第49号)附則第5条第1項の規定により解散した国立大学法人富山大学、国立大学法人富山医科大学及び国立大学法人高岡短期大学(以下、「富山大学等」という。)に係る額を含む。)を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人富山大学職員退職手当規則に基づいて支給することとが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

[運営費交付金の算定ルール]

○毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I [学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

- ① 「一般管理費」: 管理運営に必要な職員(役員含む)の人件費相当額及び管理運営経費の総額。
L(y-1)は直前の事業年度におけるL(y)。

- ② 「学部・大学院教育研究経費」: 学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。D(y-1)は直前の事業年度におけるD(y)。(D(x)は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)
- ③ 「附属学校教育研究経費」: 附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。D(y-1)は直前の事業年度におけるD(y)。(D(x)は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。)
- ④ 「教育等施設基盤経費」: 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。F(y-1)は、直前の事業年度におけるF(y)。

〔学部教育等標準運営費交付金対象収入〕

- ⑤ 「入学料収入」: 当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。(平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外)
- ⑥ 「授業料収入」: 当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。(平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

II 〔特定運営費交付金対象事業費〕

- ⑦ 「学部・大学院教育研究経費」: 学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。D(y-1)は直前の事業年度におけるD(y)。
- ⑧ 「附属学校教育研究経費」: 附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。D(y-1)は直前の事業年度におけるD(y)。
- ⑨ 「教育研究診療経費」: 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究診療経費の総額。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。
- ⑩ 「附置研究所経費」: 附置研究所の研究活動に必要となる教職員の人事費相当額及び事業経費の総額。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。
- ⑪ 「附属施設等経費」: 附属施設の研究活動に必要となる教職員の人事費相当額及び事業経費の総額。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。
- ⑫ 「特別教育研究経費」: 特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑬ 「特殊要因経費」: 特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

〔特定運営費交付金対象収入〕

- ⑭ 「その他収入」: 検定料収入、入学料収入(入学定員超過分)、授業料収入(収容定員超過分)、雑収入。平成16年度予算額(富山大学等に適用した額と同額とする。)を基準とし、中期計画期間中は同額。

III 〔附属病院運営費交付金対象事業費〕

- ⑮ 「一般診療経費」: 附属病院の一般診療活動に必要となる人事費相当額及び一般診療経費の総額。平成16年度予算額(富山大学等に適用した額と同額とする。)を基準とし、中期計画期間中は同額。
- ⑯ 「債務償還経費」: 債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑰ 「附属病院特殊要因経費」: 附属病院特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

〔附属病院運営費交付金対象収入〕

⑯ 「附属病院収入」：附属病院収入。 $J(y-1)$ は直前の事業年度における $J(y)$ 。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 每事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

$$(1) D(y) = \{ D(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数}) - D(\chi) \} \times \alpha(\text{係数}) + D(\chi)$$

$$(2) E(y) = E(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \alpha(\text{係数})$$

$$(3) F(y) = F(y-1) \times \alpha(\text{係数}) \pm \varepsilon(\text{施設面積調整額})$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

$$(5) H(y) = H(y)$$

$D(y)$ ：学部・大学院教育研究経費(②、⑦)、附属学校教育研究経費(③、⑧)を対象。

$E(y)$ ：教育研究診療経費(⑨)、附置研究所経費(⑩)、附属施設等経費(⑪)を対象。

$F(y)$ ：教育等施設基盤経費(④)を対象。

$G(y)$ ：特別教育研究経費(⑫)を対象。

$H(y)$ ：入學料収入(⑤)、授業料収入(⑥)、その他収入(⑭)を対象。

2. 每事業年度の診療経費にかかる附属病院運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = I(y) - J(y)$$

$$(1) I(y) = I(y)$$

$$(2) J(y) = J(y-1) + K(y)$$

$$[K(y) = J'(y) \times \lambda(\text{係数}) - J'(y)]$$

[その他] 附属病院運営費交付金算定ルールは、診療分の運営費交付金を受ける附属病院のみ適用。

$I(y)$ ：一般診療経費(⑮)、債務償還経費(⑯)、附属病院特殊要因経費(⑰)を対象。

$J(y)$ ：附属病院収入(⑯)を対象。($J'(y)$ は、平成16年度附属病院収入予算額(富山大学等に適用した額と同額とする。)。 $K(y)$ は、「経営改善額」。)

3. 每事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) L(y) = L(y-1) \times \alpha(\text{係数})$$

$$(2) M(y) = M(y)$$

$L(y)$ ：一般管理費(①)を対象。

$M(y)$ ：特殊要因経費(⑬)を対象。

【諸係数】

α (アルファ)：効率化係数。 $\Delta 1\%$ とする。

β (ベータ)：教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理費についても必要に応じ同様の調整を行う。

- γ(ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- ε(イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。
- λ(ラムダ) : 経営改善係数。2%とする。平成18年度以降、中期計画期間中に相当程度の収支改善を求めるための係数。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、18年度以降は17年度予算額(富山大学等に係る額を含む。)と同額して試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 平成18年度の運営費交付金の算定における平成17年度の計数であるD(y-1)、E(y-1)、F(y-1)、J(y-1)、L(y-1)には、富山大学等に係る平成17年度の計数を含む。

注) 施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金収入は、別紙の「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 产学連携等研究収入及び寄附金収入等については、18年度以降は17年度予算額(富山大学等に係る額を含む。)と同額として試算した収入予定額を計上している。

注) 产学連携等研究収入及び寄附金収入等は、版権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費は、平成18年度以降の効率化係数等を勘案した支出予定額を計上している。

注) 产学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、产学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成17年度～平成21年度 収支計画

(単位 百万円)

区分	金額
費用の部	
経常費用	142,651
業務費	131,132
教育研究経費	14,409
診療経費	27,251
受託研究費等	3,008
役員人件費	629
教員人件費	47,155
職員人件費	38,680
一般管理費	4,970
財務費用	1,262
雑損	0
減価償却費	5,287
臨時損失	0
収入の部	
経常収益	144,876
運営費交付金	60,234
授業料収益	21,102
入学金収益	3,347
検定料収益	845
附属病院収益	49,608
受託研究等収益	3,008
寄附金収益	2,495
財務収益	6
雑益	737
資産見返運営費交付金等戻入	1,951
資産見返寄附金戻入	334
資産見返物品受贈額戻入	1,209
臨時利益	0
純利益	2,225
総利益	2,225

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成17年度～平成21年度 資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資 金 支 出	153,571
業務活動による支出	136,157
投資活動による支出	3,316
財務活動による支出	7,151
次期中期目標期間への繰越金	6,947
資 金 収 入	153,571
業務活動による収入	143,897
運営費交付金による収入	62,535
授業料及び入学金検定料による収入	25,261
附属病院収入	49,608
受託研究等収入	3,008
寄附金収入	2,801
その他の収入	684
投資活動による収入	2,673
施設費による収入	2,667
その他の収入	6
財務活動による収入	54
前期中期目標期間よりの繰越金	6,947

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

別表

収容定員

平成 17 年 度	高岡短期大学部	400人
平 成 18 年 度	人文学部	760人
	人間発達科学部	680人
		(うち教員養成課程 300人)
	経済学部	1,640人
	理学部	940人
	医学部	820人
		(うち医師養成分野 560人)
	薬学部	420人
	工学部	1,680人
	芸術文化学部	115人
	人文科学研究科	20人
		(うち修士課程 20人)
	教育学研究科	76人
		(うち修士課程 76人)
	経済学研究科	16人
		(うち修士課程 16人)
	医学系研究科	197人
		(うち修士課程 62人)
		博士課程 135人
	薬学研究科	149人
		(うち博士前期課程 92人)
		博士後期課程 57人
	理工学研究科	506人
		(うち博士前期課程 434人)
		博士後期課程 72人
	高岡短期大学部	200人
	人文学部	760人
	人間発達科学部	680人
		(うち教員養成課程 200人)
	経済学部	1,640人

平成 19 年 度	理学部	940人
	医学部	820人
		(うち医師養成分野 560人)
	薬学部	420人
	工学部	1,680人
	芸術文化学部	230人
	人文科学研究科	20人
		(うち修士課程 20人)
	教育学研究科	76人
		(うち修士課程 76人)
平成 20 年 度	経済学研究科	16人
		(うち修士課程 16人)
	医学系研究科	202人
		(うち修士課程 62人)
		(博士課程 140人)
	薬学研究科	149人
		(うち博士前期課程 92人)
		(博士後期課程 57人)
	理工学研究科	506人
		(うち博士前期課程 434人)
		(博士後期課程 72人)
平成 21 年 度	人文学部	760人
	人間発達科学部	680人
		(うち教員養成課程 100人)
	経済学部	1,640人
	理学部	940人
	医学部	820人
		(うち医師養成分野 560人)
	薬学部	420人
	工学部	1,680人
	芸術文化学部	345人
平成 22 年 度	人文科学研究科	20人
		(うち修士課程 20人)
	教育学研究科	76人
		(うち修士課程 76人)
	経済学研究科	16人
		(うち修士課程 16人)
	医学系研究科	202人
		(うち修士課程 62人)
)

		博士課程	140人
	薬学研究科	149人	
		(うち博士前期課程	92人)
		博士後期課程	57人
	理工学研究科	506人	
		(うち博士前期課程	434人)
		博士後期課程	72人
平成21年度	人文学部	760人	
	人間発達科学部	680人	
	経済学部	1,640人	
	理学部	940人	
	医学部	820人	
		(うち医師養成分野	560人)
	薬学部	420人	
	工学部	1,680人	
	芸術文化学部	460人	
	人文科学研究科	20人	
年		(うち修士課程	20人)
	教育学研究科	76人	
		(うち修士課程	76人)
	経済学研究科	16人	
		(うち修士課程	16人)
	医学系研究科	202人	
		(うち修士課程	62人)
		博士課程	140人
	薬学研究科	149人	
		(うち博士前期課程	92人)
度		博士後期課程	57人
	理工学研究科	506人	
		(うち博士前期課程	434人)
		博士後期課程	72人

中期目標・中期計画（素案）

〈別表（学部・研究科等）、予算、収支計画、資金計画等〉

国立大学法人 筑波技術大学

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算

平成17年度～平成21年度 予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	10,152
施設整備費補助金	69
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	1,379
授業料及び入学金検定料収入	751
附属病院収入	474
財産処分収入	0
雑収入	154
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	94
長期借入金収入	0
計	11,694
支出	
業務費	11,506
教育研究経費	7,896
診療経費	450
一般管理費	3,160
施設整備費	69
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	94
長期借入金償還金	25
計	11,694

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額8,181百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては、18年度以降は17年度の人件費見積り額（国立大学法人法の一部を改正する法律（平成17年法律第49号）附則第5条第1項の規定により解散した国立大学法人筑波技術短期大学（以下、「筑波技術短期大学」という。）に係る額を含む。）を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人筑波技術大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

[運営費交付金の算定ルール]

- 每事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I [学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

- ① 「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の人事費相当額及び管理運営経費の総額。L（y-1）は直前の事業年度におけるL（y）。
- ② 「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。D（y-1）は直前の事業年度におけるD（y）。
(D（x）は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)
- ③ 「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。F（y-1）は直前の事業年度におけるF（y）。

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

- ④ 「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。（平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外）
- ⑤ 「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。（平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外）

II [特定運営費交付金対象事業費]

- ⑥ 「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。D（y-1）は直前の事業年度におけるD（y）。
- ⑦ 「教育研究診療経費」：附属東西医学統合医療センターの教育研究診療活動に必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究診療経費の総額。E（y-1）は直前の事業年度におけるE（y）。
- ⑧ 「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要となる教職員の人事費相当額及び事業経費の総額。E（y-1）は直前の事業年度におけるE（y）。
- ⑨ 「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑩ 「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

- ⑪ 「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分）、授業料収入（収容定員超過分）、雑収入。平成16年度予算額（筑波技術短期大学に適用した額と同額とする。）を基準とし、中期計画期間中は同額。

III [附属病院運営費交付金対象事業費]

- ⑫ 「一般診療経費」：附属東西医学統合医療センターの一般診療活動に必要となる人事費相当額及び一般診療経費の総額。平成16年度予算額（筑波技術短期大学に適用した額と同額とする。）を基準とし、中期計画期間中は同額。
- ⑬ 「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑭ 「附属病院特殊要因経費」：附属病院特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

- ⑮ 「附属病院収入」：附属東西医学統合医療センター収入。J（y-1）は直前の事業年度におけるJ（y）。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 每事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

$$(1) D(y) = \{D(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数}) - D(x)\} \\ \times \alpha(\text{係数}) + D(x)$$

$$(2) E(y) = E(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \alpha(\text{係数})$$

$$(3) F(y) = F(y-1) \times \alpha(\text{係数}) \pm \varepsilon(\text{施設面積調整額})$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

$$(5) H(y) = H(y)$$

D(y) : 学部・大学院教育研究経費(②, ⑥)を対象。

E(y) : 教育研究診療経費(⑦), 附属施設等経費(⑧)を対象。

F(y) : 教育等施設基盤経費(③)を対象。

G(y) : 特別教育研究経費(⑨)を対象。

H(y) : 入学料収入(④), 授業料収入(⑤), その他収入(⑪)を対象。

2. 每事業年度の診療経費にかかる附属病院運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = I(y) - J(y)$$

$$(1) I(y) = I(y)$$

$$(2) J(y) = J(y-1) + K(y)$$

$$[K(y) = J'(y) \times \lambda(\text{係数}) - J'(y)]$$

[その他] 附属病院運営費交付金算定ルールは、診療分の運営費交付金を受ける附属東西医学統合医療センターのみ適用。

I(y) : 一般診療経費(⑫), 債務償還経費(⑬), 附属病院特殊要因経費(⑭)を対象。

J(y) : 附属病院収入(⑮)を対象。(J'(y)は、平成16年度附属病院収入予算額(筑波技術短期大学に適用した額と同額とする。)。K(y)は、「経営改善額」。)

3. 每事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) L(y) = L(y-1) \times \alpha(\text{係数})$$

$$(2) M(y) = M(y)$$

L(y) : 一般管理費(①)を対象。

M(y) : 特殊要因経費(⑩)を対象。

【諸係数】

α (アルファ) : 効率化係数。△1%とする。

β (ベータ)	: 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。 なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。
γ (ガンマ)	: 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。
ε (イプシロン)	: 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。
λ (ラムダ)	: 経営改善係数。2%とする。平成18年度以降、中期計画期間中に相当程度の収支改善を求めるための係数。

- 注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に算定されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。
 なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、18年度以降は17年度予算額（筑波技術短期大学に係る額を含む。）と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。
- 注) 平成18年度の運営費交付金の算定における平成17年度の計数であるD(y-1), E(y-1), F(y-1), J(y-1), L(y-1)には、筑波技術短期大学に係る平成17年度の計数を含む。
- 注) 施設整備費補助金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。
- 注) 自己収入、产学連携等研究収入及び寄附金収入等については、18年度以降は17年度予算額（筑波技術短期大学に係る額を含む。）と同額として試算した収入予定額を計上している。
- 注) 产学連携等研究収入及び寄附金収入等は、版権及び特許権等収入を含む。
- 注) 業務費については、18年度以降の効率化係数を勘案して試算した支出予定額を計上している。
- 注) 产学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、产学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。
- 注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。
- 注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2 収支計画

平成17年度～平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	11,448
経常費用	11,448
業務費	10,685
教育研究経費	1,700
診療経費	377
受託研究費等	7
役員人件費	158
教員人件費	5,816
職員人件費	2,627
一般管理費	442
財務費用	3
雑損	0
減価償却費	318
臨時損失	0
収入の部	11,478
経常収益	11,478
運営費交付金	9,856
授業料収益	470
入学会収益	117
検定料収益	14
附属病院収益	474
受託研究等収益	7
寄付金収益	83
財務収益	0
雑益	154
資産見返運営交付金戻入	170
資産見返寄附金戻入	3
資産見返物品受贈額戻入	130
臨時利益	0
純利益	30
総利益	30

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び同事業収益を含む。

3 資金計画

平成17年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	11,722
業務活動による支出	11,127
投資活動による支出	542
財務活動による支出	25
次期中期目標期間への繰越金	28
資金収入	11,722
業務活動による収入	11,625
運営費交付金による収入	10,152
授業料及び入学金検定料による収入	751
附属病院収入	474
受託研究等収入	7
寄付金収入	87
その他の収入	154
投資活動による収入	69
施設費による収入	69
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	28

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

6億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。

IX 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の充実に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
・小規模改修	総額 69	施設整備費補助金（69）

(注1) 金額については見込であり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について18年度以降は17年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

教員については、公募制の拡充や他の障害者教育関連の大学・研究機関等との人事交流を図る。また、事務職員等については、近隣の大学との連携の下に採用・人事交流を行うとともに、事務職員等の専門性の向上や優秀な技術系職員の確保に努める。

(参考) 中期計画期間中の人件費総額見込み 8, 181百万円
(退職手当を除く)

3. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担

(長期借入金)		(単位：百万円)						
年度 財源	H17	H18	H19	H20	H21	中期目標 期間小計	次期以 降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金	1	1	1	1	1	5	11	16

別 表

(収容定員)

平 成 17 年 度	短期大学部	270 人
平 成 18 年 度	産業技術学部	50 人
	保健科学部	40 人
	短期大学部	180 人
平 成 19 年 度	産業技術学部	100 人
	保健科学部	80 人
	短期大学部	90 人
平 成 20 年 度	産業技術学部	150 人
	保健科学部	120 人
平 成 21 年 度	産業技術学部	200 人
	保健科学部	160 人